



中小企業で働く方向けの講座

受講手続き完了後、すぐに受講できます。

- 【コース】▶①FP3級合格セット、▶②ITパスポート総合、▶③MOSエクセル試験対策(Office2016)、▶④MOSワード試験対策(Office2016)、▶⑤色彩検定3級、▶⑥医療事務3級から学ぶ2級合格コース、▶⑦TOEIC®L&R攻略講座スタンダード入門コース

※①～④⑥⑦はウェブ通信、⑤は通信講座です。

【対象】区内在住で中小企業に勤めている方、区内の中小企業に勤めている方、全コース合わせて30名

【費用】▶①8,500円、▶②7,400円、▶③④9,500円、▶⑤14,000円、▶⑥26,000円、▶⑦25,000円。

いずれもテキスト代を含む。⑤～⑦は別途入学金6,000円が必要な場合があります。

【申込み】はがきかファックス(1人1枚)に3面記入例のほか勤務先の名称・所在地・電話番号を記入し、6月17日(必着)までに**新宿**(区勤労者・仕事支援センター、〒160-0022新宿7-3-29)☎(3208)2311・☎(3208)3100へ。応募者多数の場合は抽選し、当選者には6月24日(月)までに受講案内を発送します。

ゴーヤサロン

●2019新宿「みどりのカーテン」プロジェクト

【日時】6月23日(日)午後1時30分～3時
【内容】ゴーヤの育ち具合や困りごとの情報交換(講師はみどりのカーテンプロジェクトチームメンバー)

【会場・申込み】往復はがきかファックス・電子メール(3面記入例のとおり記

若者が働くこと・学ぶことを支援します

●若年者就労支援
「はじめの一步応援事業」
グループワーク・企業見学・インターンシップ等を通じて、就職への「はじめの一步」を踏み出すための最長8か月間の実践的プログラムです。
【対象】区内在住の15歳～おおむね39歳で、就労していない方(週20時間以下の就労は可)、8名程度
【申込み】6月10日(月)～7月31日(水)に

【問合せ】勤労者・仕事支援センター(新宿7-3-29、新宿ここ・から広場内)☎(3200)3311へ。

電話で同センターへ。面談の上、受講者を決定します。同事業ホームページ(<http://andante-shinjuku.net/>)からも申し込めます。

●高等学校卒業程度認定試験受験サポート等プログラム「あんだんてラボ」
高卒認定試験・進学・就労に向けた勉強等の学びを支援するプログラムです。
【対象】区内在住の15歳～おおむね39歳
【申込み】電話または直接、同センターへ。

入)で、6月17日(必着)までに**環境学習情報センター**(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内)☎(3348)6277・☎(3344)4434・✉info@shinjuku-ecocenter.jpへ。定員15名。応募者多数の場合は抽選。

消費者講座(新宿消費生活センター委託講座)

①お金の学校(親子対象)

【日時】7月13日(土)午前10時～11時30分
【対象】区内在住・在学の小学1～3年生のお子さんと保護者、20組40名
※託児あり(生後6か月～3歳・抽選6名)。

【内容】おこづかいゲームをしながら計画的なお金の使い方を学ぶ(講師は豊田真弓・東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー)

②お金の学校(小学生対象)

【日時】7月13日(土)午後2時～3時30分
【対象】区内在住・在学の小学4～6年生、

40名
【内容】ゲームを通して、お金との正しい付き合い方を学ぶ(講師は豊田真弓)
③今できる食のモットイナイをなくす方法

【日時】7月14日(日)午前10時～11時45分
【対象】区内在住・在勤の方、60名

【講師】近藤恵津子(NPO法人コミュニティスクール・まちデザイン理事長)……<①～③共通>……

【会場】新宿文化センター(新宿6-14-1)

【申込み】往復はがきに3面記入例のほか①で託児を希望する場合はお子さんの名前・月齢・性別を記入し、①②は7月3日・③は6月25日(いずれも必着)までに**新宿未来創造財団文化・学習課**(〒160-0022新宿6-14-1、新宿文化センター内)☎(3350)1141へ。応募者多数の場合は抽選。

ビジネスプランを募集します

●アイデア溢れる若い起業人を本気で応援

東京商工会議所新宿支部と共催で開催のコンテストです。優れたビジネスプランを表彰するほか、表彰事業の事業化に向けたアフターフォロー等を行います。

【対象】次のいずれかに該当する方
▶区内在住・在勤・在学の35歳以下
▶創業3年以内の区内中小企業の代表者で35歳以下
※チームでの申し込みは、代表者が上記のいずれかを満たしていることが要件です。

【申込み】8月20日(火)までに所定のエントリーシートを郵送(必着)・電子メールまたは直接、**産業振興課産業振興係**(〒160-0023西新宿6-8-2、BIZ新宿4階)☎(3344)0701・✉chusho-rece@city.shinjuku.lg.jpへ。エントリーシートは同コンテストホームページ(<https://shinjuku-sda.com>)から取り出せます。

6月10日(月) 特別区民税・都民税税額決定・納税通知書をお送りします

第1期の納期限は7月1日(月)

令和元年度の住民税(特別区民税・都民税)の税額決定・納税通知書を、6月10日(月)に発送します。お手元に届いた納付書で、銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)、区税務課、特別出張所で忘れずに納めてください。左下にバーコードがある納付書は、裏面に記載のコンビニエンスストアのほか、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)からも納められます。

年金からの引き落とし(年金特徴)の方

公的年金から引き落とされる税額を、納税通知書に記載しています。
▶平成30年度から引き続き年金特徴の方…4月・6月・8月は仮徴収税額となり、30年度の年税額の6分の1を年金から引き落とします。その後、確定した税額から仮徴収税額を差し引いた金額を、10月・12月・令和2年2月の年金から引き落とします。
▶新たに年金特徴の対象となった方…税額の2分の1は、第1期(7月1日(月)納期限)・第2期(9月2日(月)納期限)に、それぞれ納付書で納めてください。残りの税額は、10月・12月・令和2年2月の年金から引き落とします。

令和元年度住民税の課税証明書等の発行は6月10日(月)から

発行には事前に税の申告が必要です。さまざまな手続きで税の証明書が必要になることが多いため、収入のない方も申告をしておく便利です。

【発行手数料】1通300円

【申請に必要なもの】▶本人が申請するとき…本人確認書類(運転免許証等)、▶代理人(家族を含む)が申請するとき…本人からの委任状(下記見本参照)・代理人の印鑑・代理人の本人確認書類(運転免許証等)

※税の申告は税務課で、証明書の発行は税務課・特別出張所で受け付けます。

◎コンビニ交付サービス

証明書等は、全国のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)でも取得できます(発行手数料/1通200円)。利用者証明用電子証明書搭載のマイナンバーカードをお持ちください。

<見本> 委任状
新宿区長 宛て 令和*年*月*日
委任者 住所*****
氏名*****@生年月日*年*月*日
下記の者を代理人と定め、*年度[納税・課税]証明書(扶養等控除の内容記載[有・無])*通の交付申請・受領の権限を委任します。
代理人 住所*****
氏名***** 生年月日*年*月*日

【問合せ】税務課▶課税内容…課税第一係☎(5273)4107・第二係☎(5273)4108、▶税金の支払い・口座振替・証明書発行…収納管理係☎(5273)4139(いずれも本庁舎6階)へ。

6月12日(水) 国民健康保険料納入通知書をお送りします

令和元年度の納入通知書をお送りします。6月20日(木)ころまでに届かない方は、6月28日(金)までに医療保険年金課国保資格係へご連絡ください。

平成30年中の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、新宿区外で課税されている方、税申告をしていない方は、均等割額のみ納入通知書をお送りする場合があります。平成30年中の総所得金額等が確定し次第、所得割額を含めた保険料を再計算して通知します。税申告をしていない方は、早めに申告してください。

※倒産・解雇等ご自身の意思に関係なく失業し、雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、保険料が軽減される場合があります。軽減には、医療保険年金課国保資格係への届け出が必要です。

※後期高齢者医療保険料の納入通知書は、7月19日(金)に発送する予定です。

保険料の納付方法

◎納付書での納付

納期限は納期月の末日(土・日曜日、祝日等の場合はその翌日)です。納入通知書に、1年分の一括納付用と、各月納付用(6月～9月納期分)の納付書を同封しています。銀行等の金融機関、郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)、区医療保険年金課、特別出張所で納めてください。

左下にバーコードがある納付書は、裏面に記載のコンビニエンスストアのほか、携帯電話(モバイルレジ対応機種のみ)からも納められます。

◎口座振替

新たに口座振替による納付を希望する方は、納入通知書に同封した「口座振替(自動払込)依頼書」に記入・押印の上、医療保険年金課国保収納係へ郵送または銀行等の金融機関、郵便局へお持ちください。1～2か月後に、口座振替(自動払込)開始月をお知らせします。

◎年金からの引き落とし(特別徴収)

現在、特別徴収で納付している方は引き続き8月まで年金から引き落とします。

10月以降の納付方法は、7月に特別徴収に該当するか区が判定します。判定の結果、納付書での納付になる方には、7月に「国民健康保険料変更通知書」、10月に納付書をお送りします。10月の納付から口座振替を希望する方は、7月31日(必着)までに口座振替(自動払込)依頼書を提出してください。

納付方法の判定条件等詳しくは、納入通知書に同封の冊子「くらしと国保」案内チラシをご確認ください。

【問合せ】医療保険年金課▶保険料の内容…国保資格係☎(5273)4146、▶保険料の納付…国保収納係☎(5273)4158、▶保険料の納付相談…納付相談係☎(5273)3873(いずれも本庁舎4階)へ。